

## 医療法第 120 条第 1 項の指定に係る業務があることを証する書類

当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間がやむを得ず長時間となる理由

(対象医師がいない場合は、想定される理由を記載すること。)

〇〇領域において、〇〇技能を取得するために～を行うため、やむを得ず時間外・休日労働が長時間となる。なお、現時点で対象医師はいないが、当該業務の研修を行う医師が今後発生する予定である。

問い合わせ先

担当部署・氏名	人事部 〇〇 〇〇
連絡先電話番号	0 5 2 - 1 2 - 3 4 5 6
連絡先メールアドレス	jinii@jjjj.iii.jp